

佐賀県教育委員会事務局の呼称に関する規則の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第4号

佐賀県教育委員会事務局の呼称に関する規則の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則
(佐賀県産業教育審議会規則の一部改正)

第1条 佐賀県産業教育審議会規則(昭和26年佐賀県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(事務所) 第2条 審議会の事務所は <u>佐賀県教育庁</u> に置く。	(事務所) 第2条 審議会の事務所は、 <u>佐賀県教育委員会事務局</u> に置く。

(佐賀県教育庁文書管理規則の一部改正)

第2条 佐賀県教育庁文書管理規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>佐賀県教育庁文書管理規則</u> (目的) 第1条 この規則は、 <u>佐賀県教育庁</u> における文書管理事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。	<u>佐賀県教育委員会事務局文書管理規則</u> (目的) 第1条 この規則は、 <u>佐賀県教育委員会事務局</u> における文書管理事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第3条 佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則(昭和33年佐賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>佐賀県教育庁職員</u> の職の設置等に関する規則 第1条 <u>佐賀県教育庁</u> に属する職員の職の設置及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第1	<u>佐賀県教育委員会事務局職員</u> の職の設置等に関する規則 第1条 <u>佐賀県教育委員会事務局</u> に属する職員の職の設置及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

改正前	改正後
項に規定するその他の所要の職員の種類については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。	第18条第1項に規定するその他の所要の職員の種類については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則（昭和37年佐賀県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年佐賀県条例第59号。以下「条例」という。）第17条の規定により、条例第1条に規定する現業職員であつて、<u>佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員</u>（以下「職員」という。）の給与の額、支給方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>佐賀県教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年佐賀県条例第59号。以下「条例」という。）第17条の規定により、条例第1条に規定する現業職員であつて、<u>佐賀県教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員</u>（以下「職員」という。）の給与の額、支給方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(佐賀県教科用図書選定審議会規則の一部改正)

第5条 佐賀県教科用図書選定審議会規則（昭和39年佐賀県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(庶務)</p> <p>第5条 審議会の庶務は、<u>県教育庁</u>学校教育課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第5条 審議会の庶務は、<u>県教育委員会事務局</u>学校教育課において処理する。</p>

(佐賀県就学指導委員会規則の一部改正)

第6条 佐賀県就学指導委員会規則（昭和51年佐賀県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>教育庁教育振興課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局教育振興課</u> において処理する。

(佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部改正)

第7条 佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和54年佐賀県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(文書) 第8条 文書事務については、 <u>佐賀県教育庁文書規則</u> （昭和31年佐賀県教育委員会規則第11号）を準用する。	(文書) 第8条 文書事務については、 <u>佐賀県教育委員会事務局文書管理規則</u> （昭和31年佐賀県教育委員会規則第11号）を準用する。

(佐賀県教育関係職員健康診断審査委員会規則の一部改正)

第8条 佐賀県教育関係職員健康診断審査委員会規則（昭和54年佐賀県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
(名称及び所掌事務) 第2条 健康診断審査委員会の名称は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、教育委員会の諮問に応じて同表の右欄に掲げる事項について調査審議する。	(名称及び所掌事務) 第2条 健康診断審査委員会の名称は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、教育委員会の諮問に応じて同表の右欄に掲げる事項について調査審議する。								
<table border="1"> <tr> <td>佐賀県教育関係職員一般健康診断審査委員会</td> <td>1 <u>佐賀県教育庁職員及び佐賀県立学校職員</u>の一般疾病及び結核についての健康診断の結果に基づく健康管理に係る専門的事項に関すること。 2 略</td> </tr> <tr> <td>佐賀県教育関係職員精神神経科</td> <td>1 <u>佐賀県教育庁職員及び佐賀県立学校職員</u>の精神神経科疾患についての健康診断の結</td> </tr> </table>	佐賀県教育関係職員一般健康診断審査委員会	1 <u>佐賀県教育庁職員及び佐賀県立学校職員</u> の一般疾病及び結核についての健康診断の結果に基づく健康管理に係る専門的事項に関すること。 2 略	佐賀県教育関係職員精神神経科	1 <u>佐賀県教育庁職員及び佐賀県立学校職員</u> の精神神経科疾患についての健康診断の結	<table border="1"> <tr> <td>佐賀県教育関係職員一般健康診断審査委員会</td> <td>1 <u>佐賀県教育委員会事務局職員及び佐賀県立学校職員</u>の一般疾病及び結核についての健康診断の結果に基づく健康管理に係る専門的事項に関すること。 2 略</td> </tr> <tr> <td>佐賀県教育関係職員精神神経科</td> <td>1 <u>佐賀県教育委員会事務局職員及び佐賀県立学校職員</u>の精神神経科疾患についての健</td> </tr> </table>	佐賀県教育関係職員一般健康診断審査委員会	1 <u>佐賀県教育委員会事務局職員及び佐賀県立学校職員</u> の一般疾病及び結核についての健康診断の結果に基づく健康管理に係る専門的事項に関すること。 2 略	佐賀県教育関係職員精神神経科	1 <u>佐賀県教育委員会事務局職員及び佐賀県立学校職員</u> の精神神経科疾患についての健
佐賀県教育関係職員一般健康診断審査委員会	1 <u>佐賀県教育庁職員及び佐賀県立学校職員</u> の一般疾病及び結核についての健康診断の結果に基づく健康管理に係る専門的事項に関すること。 2 略								
佐賀県教育関係職員精神神経科	1 <u>佐賀県教育庁職員及び佐賀県立学校職員</u> の精神神経科疾患についての健康診断の結								
佐賀県教育関係職員一般健康診断審査委員会	1 <u>佐賀県教育委員会事務局職員及び佐賀県立学校職員</u> の一般疾病及び結核についての健康診断の結果に基づく健康管理に係る専門的事項に関すること。 2 略								
佐賀県教育関係職員精神神経科	1 <u>佐賀県教育委員会事務局職員及び佐賀県立学校職員</u> の精神神経科疾患についての健								

改正前		改正後	
健康診断審査委員会	果に基づく健康管理に係る専門的事項に関すること。 2 略	健康診断審査委員会	康診断の結果に基づく健康管理に係る専門的事項に関すること。 2 略
(組織)		(組織)	
<p>第3条 佐賀県教育関係職員一般健康診断審査委員会の委員は、6名以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>関係教育庁職員</u></p> <p>2 佐賀県教育関係職員精神神経科健康診断審査委員会の委員は、5名以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>関係教育庁職員</u></p>		<p>第3条 佐賀県教育関係職員一般健康診断審査委員会の委員は、6名以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>関係教育委員会事務局職員</u></p> <p>2 佐賀県教育関係職員精神神経科健康診断審査委員会の委員は、5名以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>関係教育委員会事務局職員</u></p>	

(職員の勤務地の特例に関する規則の一部改正)

第9条 職員の勤務地の特例に関する規則（平成20年佐賀県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この規則は、<u>教育庁</u>及び教育機関に所属する職員（以下「職員」という。）の勤務地の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、<u>教育委員会事務局</u>及び教育機関に所属する職員（以下「職員」という。）の勤務地の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(佐賀県立学校の管理に関する規則の一部改正)

第10条 佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(文書)</p> <p>第80条 文書事務については、教育委員会が別に定めるもののほか、<u>佐賀県教育庁文書規則</u>（昭和31年佐賀県教育委員会規則第11号）を準用する。</p>	<p>(文書)</p> <p>第80条 文書事務については、教育委員会が別に定めるもののほか、<u>佐賀県教育委員会事務局文書管理規則</u>（昭和31年佐賀県教育委員会規則第11号）を準用する。</p>

(佐賀県教育庁及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正)

第11条 佐賀県教育庁及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県教育庁及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第3項、第7項及び第9項から第11項まで、第3条第3項、第5項及び第7項、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、<u>佐賀県教育庁及び公立学校その他の教育機関に勤務する地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第3項、第7項及び第9項から第11項まで、第3条第3項、第5項及び第7項、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、<u>佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。